

令和 8 年 9 月 1 日
石川県公立大学法人

懲戒処分 of 公表について

石川県公立大学法人は、下記のとおり本法人教員に対して懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 被処分者

石川県立大学教授（50代、男性）

2 処分年月日

令和8年8月31日

3 処分内容

減給10分の1、1カ月

4 事案の概要及び処分理由

研究活動上の不正行為（不適切なオーサーシップ）が、学術誌に掲載された論文2編において確認され、いずれも被処分者によりギフト・オーサーシップが行われたことが認められた。

このことは、石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する基本方針第3条の規定により禁止された研究活動上の不正行為（不適切なオーサーシップ）に該当することから、懲戒に処するものである。

5 再発防止に向けた対応

被処分者がこのような研究活動上の不正行為を行ったことについて、公正な研究活動を推進する教育・研究機関として、関係者各位に深くお詫び申し上げます。

事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けて、研究倫理講習会などを通じた研究倫理の遵守を全教員に徹底するとともに、信頼の回復に努めてまいります。